

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>(特別支配関係にある法人等から除かれるもの)</p> <p>第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（同項第四号に規定する特定買付け等を行う。以下同じ。）を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権（令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合（当該特定買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。）以外の場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）</p> <p>四 令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、同号に規定する受託有価証券が前 三 号に掲げる有価証券であるもの</p> <p>五 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特別支配関係にある法人等から除かれるもの)</p> <p>第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（同項第四号に規定する特定買付け等を行う。以下同じ。）を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権（令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合（当該特定買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。）以外の場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、同号に規定する受託有価証券が前 二 号に掲げる有価証券であるもの</p> <p>四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号及び第二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの</p> <p>2 (略)</p>

(適用除外となる買付け等)

第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株券等の発行者の役員(令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。)又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を行う場合(当該発行者が会社法第五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第十号において同じ。)の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行うときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行う場合に限る。)であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

- 二 株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券等に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券等の買付け等の指図を行う場合であつて、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

(適用除外となる買付け等)

第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株券等の発行者の役員(令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。)又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券の買付け等を行う場合(当該発行者が会社法第五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第十号において同じ。)の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券の買付け等を行うときは、金融商品取引業者に委託して行う場合に限る。)であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

- 二 株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券の買付け等の指図を行う場合であつて、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九 (略)

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該発行者が会社法第五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。)

十一 (略)

十二 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等(社債等振替法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。)又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者(以下この号において「外国社債等管理者」という。)(の直近上位機関(同条第六項に規定する直近上位機関をいう。))が備える振替口座簿の当該外国社債等管理者の口座(顧客口

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九 (略)

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該発行者が会社法第五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。)

十一 (略)

十二 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等(社債等振替法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。)又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者(以下この号において「外国社債等管理者」という。)(の直近上位機関(同条第六項に規定する直近上位機関をいう。))が備える振替口座簿の当該外国社債等管理者の口座(顧客口

座（社債等振替法第六十八条第二項第二号、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（令第七条第一項第二号及び第三号に規定する権限を有しないものに限る。）

2 前項第九号の議決権には、社債等振替法第四百七十七条第一項若しくは第四百八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項又は第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

（議決権の数の計算等）

第八条（略）

2（略）

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決権の数は、次に掲げる数とする。

一〜四（略）

座（社債等振替法第六十八条第二項第二号、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条第二項第二号又は第九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（令第七条第一項第二号及び第三号に規定する権限を有しないものに限る。）

2 前項第九号の議決権には、社債等振替法第四百七十七条第一項若しくは第四百八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条第一項、第八十二条第一項、第二百二十二条第一項若しくは第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

（議決権の数の計算等）

第八条（略）

2（略）

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決権の数は、次に掲げる数とする。

一〜四（略）

五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第二十六条第一項第三号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）に係る議決権の数

五の二 新投資口予約権証券等については、新投資口予約権等（新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この号及び第十九条第一項第二号において同じ。）及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項及び第九条の六において同じ。）の目的である投資口に係る議決権の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券（同法第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）については、零とする。

イ 株券等の買付け等を行う者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約

五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。第二十六条第一項第三号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）に係る議決権の数

（新設）

権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ〜へ（略）

ト 新投資口予約権証券等 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口に係る議決権の数

七 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ〜へ（略）

ト 新投資口予約権証券等 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口に係る議決権の数

4 (略)

5 前各項の議決権の数には、社債等振替法第四百七条第一項若しくは第四百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百

六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イ〜へ（略）

(新設)

七 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イ〜へ（略）

(新設)

4 (略)

5 前各項の議決権の数には、社債等振替法第四百七条第一項若しくは第四百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条第一項、第八十二条第一項、第二百二十二条第一項若しくは第二百十三

四十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第二百十二
条第一項又は第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗するこ
とができない株券等に係る議決権の数を含むものとする。

(株券等の数)

第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める数
は、次に掲げる数とする。

一〜五 (略)

五の二 新投資口予約権証券等については、新投資口予約権等の目
的である投資口の数

六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区
分に応じ、それぞれ次に定める数

イ〜へ (略)

ト 新投資口予約権証券等 当該株券等信託受益証券に表示され
る受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権
等の目的である投資口の数

七 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券に
おいて表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、それぞれ次
に定める数

イ〜へ (略)

ト 新投資口予約権証券等 当該株券等預託証券において表示さ
れる権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権
等の目的である投資口の数

条第一項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係
る議決権の数を含むものとする。

(株券等の数)

第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める数
は、次に掲げる数とする。

一〜五 (略)

(新設)

六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区
分に応じ、当該各号に掲げる数

イ〜へ (略)

(新設)

七 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券に
おいて表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に
掲げる数

イ〜へ (略)

(新設)

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

一 (略)

二 株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て(新たに払込みをさせないで行うものに限る。)又は投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。)に対する新投資口予約権の割当て

$$1 \div \{ 1 + (\text{これらの割当てにより一株に対して割り当てる株式の数 (新株予約権の割当ての場合にあつては、株式に換算した数) 又は一投資口に対して割り当てる新投資口予約権を投資口に換算した数) })$$

2 (略)

(あん分比例の方式)

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募株券等の数に応募株券等に係る議決権の数の合計のうちを占める買付け等をする株券等に係る議決権の数の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株又は一投資口未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

一 (略)

二 株主に対する株式又は新株予約権の割当て(新たに払込みをさせないで行うものに限る。)

$$1 \div \{ 1 + (\text{これらの割当てにより一株に対して割り当てる株式の数 (新株予約権の割当ての場合にあつては、株式に換算した数) }))$$

2 (略)

(あん分比例の方式)

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募株券等の数に応募株券等に係る議決権の数の合計のうちを占める買付け等をする株券等に係る議決権の数の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

方法とする。

2 (略)

3 第一項において一株又は一投資口とは、会社法第百八十八条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあつては当該一単元の株式の数とし、新株予約権証券にあつては当該新株予約権証券の権利行使により発行し、又は移転すべき株式の数とし、新株予約権付社債券にあつては券面額につき新株予約権の行使により発行し、又は移転すべき株式の数とし、外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものにあつては内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とし、新投資口予約権証券等にあつては当該新投資口予約権証券等の権利行使により発行すべき投資口の数とする。

2 (略)

3 第一項において一株とは、会社法第百八十八条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあつては当該一単元の株式の数とし、新株予約権証券にあつては当該新株予約権証券の権利行使により発行し、又は移転すべき株式の数とし、新株予約権付社債券にあつては券面額につき新株予約権の行使により発行し、又は移転すべき株式の数とする。

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第118号）

改正案	現 行
<p>第二号様式 (略) (記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 a～c (略) d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。</p> <p>なお、株券等が投資証券又は新投資口予約権証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」及び「新投資口予約権証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。</p> <p>株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること（「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。</p> <p>e～i (略) (7) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、<u>新投資口予約権証券</u>、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。</p> <p>現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。</p> <p>「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。</p> <p>なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下(7)及び(22)において同じ。）の数が総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。</p> <p>b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書（法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記</p>	<p>第二号様式 (略) (記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 a～c (略) d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。</p> <p>なお、株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。</p> <p>株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること（「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。</p> <p>e～i (略) (7) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。</p> <p>現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。</p> <p>「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。</p> <p>なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下この(7)及び(22)において同じ。）の数が総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。</p> <p>b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（<u>法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。</u>）、有価証券報告書（<u>法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。</u>）、四半期報告書（法第24条の4の7第1項</p>

載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。（28）において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

- (a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた総株主等の議決権の数
- (b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権の数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの

c・d (略)

(8)～(10) (略)

(11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況

有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。

なお、買付け等の対価とする有価証券の発行者が株式会社以外の者である場合には、株式会社である場合に準じて記載すること。

a・b (略)

c 買付け等の対価とする有価証券が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」欄中「1株当たり」とあるのは「投資一口当たり」と、「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と、「株式売買高」とあるのは「投資口売買高」と読み替えて記載すること。

d (略)

(12)～(28) (略)

(29) 最近3年間の損益状況等

「損益の状況」欄には、百万円単位で記載することができる。

なお、株券等が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「損益の状況」欄中「売上高」とあるのは「営業収益」と、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」とあるのは「営業費用」と、「1株当たりの状況」欄中「1株当たり当期純損益」とあるのは「1口当たり当期純損益」と、「1株当たり配当額」とあるのは「1口当たり分配金額」と、「1株当たり純資産額」とあるのは「1口当たり純資産額」と読み替えて記載すること。

(30) (略)

(31) 株主の状況

a (略)

b 株券等が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（1単元の株式数 株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数（株）」とあるのは「所有投資口数（口）」と、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況（株）」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。

に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。（28）において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

- (a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた総株主等の議決権の数
- (b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権の数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主等の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合、「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。

c・d (略)

(8)～(10) (略)

(11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況

有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。

なお、買付け等の対価とする有価証券の発行者が株式会社以外の者である場合には、株式会社である場合に準じて記載すること。

a・b (略)

c 買付け等の対価とする有価証券が投資証券等である場合には、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」欄中「1株当たり」とあるのは「投資一口当たり」と、「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と、「株式売買高」とあるのは「投資口売買高」と読み替えて記載すること。

d (略)

(12)～(28) (略)

(29) 最近3年間の損益状況等

「損益の状況」欄には、百万円単位で記載することができる。

なお、株券等が投資証券である場合には、「損益の状況」欄中「売上高」とあるのは「営業収益」と、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」とあるのは「営業費用」と、「1株当たりの状況」欄中「1株当たり当期純損益」とあるのは「1口当たり当期純損益」と、「1株当たり配当額」とあるのは「1口当たり分配金額」と、「1株当たり純資産額」とあるのは「1口当たり純資産額」と読み替えて記載すること。

(30) (略)

(31) 株主の状況

a (略)

b 株券等が投資証券等である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（1単元の株式数 株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況（株）」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。

c · d (略) (32) ~ (35) (略)	c · d (略) (32) ~ (35) (略)
------------------------------	------------------------------

改 正 案	現 行
<p>第六号様式 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 買付け等を行った株券等の数 a～c (略) d 株券等が投資証券又は新投資口予約権証券である場合には、「株式に換算した応募数」とあるのは「<u>投資口に換算した応募数</u>」と、「株式に換算した買付数」とあるのは「<u>投資口に換算した買付数</u>」と、「(株)」とあるのは「(口)」と読み替えて記載すること。 e (略) (6) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 (a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた総株主等の議決権の数 (b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権の数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの b・c (略) (7) (略)</p>	<p>第六号様式 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 買付け等を行った株券等の数 a～c (略) d 株券等が投資証券である場合には、「株式に換算した応募数」とあるのは「応募数」と、「株式に換算した買付数」とあるのは「買付数」と読み替えて記載すること。 e (略) (6) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 (a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた総株主等の議決権の数 (b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権の数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの <u>なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と読み替えて記載すること。この場合、「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。</u> b・c (略) (7) (略)</p>